

条件付一般競争入札共通事項（電子入札） 【物品等】

桑名市が実施する条件付一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

なお、本公告は入札に参加するための共通事項を示すものであり、個々の入札に付する入札参加資格等については、別に公告する。

桑 名 市 長

1 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者で、契約期間内に入札参加資格を失効する恐れのない者
- (3) 入札参加資格申請書提出期限の日から入札時までの期間において、桑名市から指名停止を受けていない者
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、公告の日までに桑名市一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (6) その他の法令、規則等に違反していない者
- (7) 公告において示す参加資格要件を満たす者

2 入札参加資格確認申請書及び仕様書等に関する事項

- (1) 入札参加資格申請書の入手
本市入札情報公開システムからダウンロードすること。
- (2) 仕様書等の入手
本市入札情報公開システムからダウンロードすること。
- (3) 入札参加資格確認申請方法
 - ア) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を電子入札システムの添付機能を利用し、電子入札システムにより申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - イ) 入札参加資格確認申請書のほか、公告に示した関係書類を提出する場合は、公告に示した方法により提出しなければならない。
 - ウ) 入札参加資格確認申請書および関係書類の提出について、電子入札システムによりがたい者は持参にて提出し、入札参加資格の確認を受けることができる。
 - エ) 提出した書類に関し、入札執行課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

3 入札書に記載する事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事

業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を含まない金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書は、電子入札システムにより、入札金額、くじ入力番号、その他必要な事項を入力すること。
- (3) 紙入札による場合は、入札書は桑名市の指定様式により作成するものとし、必要事項を記入し、届出印で押印すること。
また、くじ入力番号を記入すること。

4 入札方法

- (1) 入札は電子入札システムにより公告で示した提出期限までに提出すること。
- (2) 紙入札による場合は、持参によるものとし、公告で示した提出期限までに提出すること。
- (3) 入札回数は、原則として2回までとする。

5 内訳書

- (1) 発注者が指定した内訳書を必ず提出すること。
- (2) 内訳書の合計金額は、必ず入札金額と同額とすること。
- (3) 内訳書は、入札書を提出する際に必ず添付（紙入札による場合は同封）すること。

6 入札の無効又は失格

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- (1) 入札者が同一の入札で2以上の入札をしたとき
- (2) 入札に際して談合等の不正行為があったとき
- (3) 入札参加資格要件を満たさない者が入札したとき
- (4) 入札書に記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札（紙入札による場合は記名押印のない入札）
- (5) 入札金額を改ざんした、又は訂正した入札
- (6) 入札書に指定された項目を入力していない、若しくは不要な項目を入力した、又は入力不明確な入札（紙入札による場合は、入札書に指定された事項が記載されていない入札、又は入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札）
- (7) あらかじめ指定した日時までに入札書が到着しないとき
- (8) 発注者が指定した内訳書が添付（紙入札による場合は同封）されていないとき
- (9) 不備のある内訳書を提出したとき
- (10) 入札書に記載された金額と内訳書に記載された金額が異なるとき
- (11) 電子証明書の不正な使用があったとき。
- (12) 紙入札による場合、封筒に指定された事項の記載及び押印がされていないとき
- (13) 紙入札による場合、封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき
- (14) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき

7 開札

- (1) 開札は、公告に示す日時及び場所において行う。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内をもって入札をした者のうち、最低価格で入札し

た者を落札者とし、開札を終了する。

(3) 落札者となるべき者が複数ある場合、桑名市物品等電子入札実施要綱（平成26年桑名市告示第193号）第16条第1項の規定により、電子くじにより落札者を決定する。

(4) 前号の電子くじによる手続きが困難な場合は、桑名市物品等電子入札実施要綱（平成26年桑名市告示第193号）第16条第2項の規定により、落札者を決定する。

(5) 落札者を決定した場合は、速やかに落札者に通知する。

8 開札立会人

(1) 開札にあたっては、入札事務に関係の無い職員を立ち合わせるものとする。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、立ち合わせないことができる。

(2) 入札参加者が立ち会いを希望する場合は、開札に立ち会うことができるものとする。

(3) 開札の立ち会いを希望する者は、開札日の前日（市役所の閉庁日を除く。執務時間内。）までに電話により入札執行課へ申込みをしなければならない。

9 入札保証金

入札に参加しようとする者は、桑名市契約規則（平成16年桑名市規則第55号）に定めるところにより入札の際に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、あらかじめ公告においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

10 契約保証金

契約保証金が必要な場合は、公告において明らかにする。この場合において、契約保証金額は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、本公告第1項第5号に規定する再審査に係る認定を受けた者（裁判所が更生計画又は再生計画の認定を決定するまでの間に限る。）が落札した場合の契約保証金は、契約金額の100分の30以上とする。

11 契約書の作成

必要

12 予定価格

予定価格は、事後において明らかにする。

13 議会の議決に付すべき契約について

(1) 桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第53号）第2条に該当する契約（予定価格2千万円以上の物品）については、議会の議決を経るまでは仮契約を締結し、議会の議決がなされたとき、これを本契約とみなす。

(2) 仮契約の締結後、議会の議決までの間に落札者が、会社更生法若しくは民事再生法に基づく申立てがなされた場合又は桑名市から指名停止を受けた場合、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。

14 虚偽記載があった場合の措置

確認資料に虚偽の記載が認められた場合は、桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年桑名市告示第159号）に基づき指名停止の措置を講じることがある。

15 入札の中止等

- (1) 開札前に談合情報が寄せられた場合、桑名市入札調査委員会の審議により、入札（開札）の延期又は中止等の措置を講じることがある。
- (2) 天災その他止むを得ない事由により入札（開札）を行うことができないときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 前各号の場合、見積りに係る費用その他入札参加に係る一切の費用は補償しない。

16 その他

- (1) 公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、桑名市契約規則、桑名市物品等電子入札実施要綱（平成26年告示第193号）、桑名市委託業務条件付一般競争入札実施要綱（平成21年告示第56号）、桑名市物品調達等条件付一般競争入札実施要綱（平成26年告示第194号）その他法令の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格を満たさないことが明白であるにもかかわらず入札に参加し、入札妨害と認められる場合、口頭又は書面により警告することがあるほか、指名停止等の措置を講じることがある。
- (3) 提出書類の作成、見積りその他入札参加に係る一切の費用は補償しない。